

広報

あいこうか

2008
7.1
July
No.73



Public Information Magazine

人 自然 輝きつづける あい甲賀 甲賀市

▲みなくち子どもの森に咲いたササユリ（関連記事は13ページ）

CONTENTS

喫煙マナーを考える	2・3	元気なまちかど	12・13
市長ぐるっとトーク	4・5	信楽学園生がベンチランプを作成/ 甲南ふれあいの館なつかしの体験教室 ほか	
甲賀市青少年活動安全誓いの日	6	であいこうか「盆栽に40年 西出良蔵さん」	
小・中学生の入院医療費が無料化に ほか	7	情報のまど	17・18
		こうかギャラリー	20

私たちのまちは 灰皿ではありません

喫煙マナー
を考える

路上での喫煙やたばこの吸い殻をポイ捨てる行為があとを絶ちません。タバコの吸い殻が落ち、人で混雑したところでも、当たり前のようにタバコを吸い続ける人を見かけます。こうした行為は、まちを汚すことになるだけでなく、多くの危険をもちあわせることとなります。

これらを解決する方法、それは喫煙者のマナーの向上し
かありません。

禁煙エリア以外が喫煙 エリアではありません

健康増進法の施行によって受動喫煙防止が義務づけられ、分煙が進んでいます。しかし、依然として、不特定多数の人間が集まる街中での喫煙があり、分煙に取り組まれる一方で、マナーの向上が進んでいないのも事実です。

路上での喫煙は、やけどなどの危害を及ぼしたり、副流煙を他人に吸わせる結果となつていきます。その上、ポイ捨てはまちの美観を大きく損ねるだけでなく、そのことが原因で火災につながるなど、喫煙者のマナーの悪さが人命をおびやかすことにもなりかねません。

喫煙者の権利はありますが、他人に煙を吸わす権利はありません。権利は義務を果たしてこそ主張できるものです。街中でタバコを吸える場所は限られています。

その場所がタバコを吸つてもよい場所かどうか、火をつける前



に考えることが必要です。

ポイ捨ては不法投棄

新しい施設や建物が建ち、道路や公園などが整備され、まちも年々きれいになってきています。しかし、美しく見えるまちも、よく見れば、歩道の隅や中央分離帯の植え込みなどには、まだまだごみが散乱しています。中でもタバコの吸い殻の割合は群を抜いています。

タバコの吸い殻がポイ捨てされる原因は路上喫煙です。路上喫煙の場合、携帯灰皿を携行するか公共の灰皿を見つけるかしない限り、ポイ捨てる結果になります。

ではなぜ、ポイ捨てが後を絶たないのでしょうか、吸い殻自体が小さなものなので罪悪感も小さいのでしょうか、そのまま立ち去れば罪悪感がすぐ消え去ってしまうのでしょうか、こうした罪の意識の低さがポイ捨てがなくならない理由です。

しかしポイ捨ても不法投棄です。しかも火がついてい



■貴生川駅での清掃活動

誰もが気持ちよく快適なまちに

きれいなまちで生活することはみんなの願いです。そんな思いから毎朝貴生川駅やその周辺を清掃しておられる地元の方がいます。口頃の清掃活動を通しての思いをお話いただきました。

ポイ捨てを許さない環境が広がれば

以前から、朝に散歩をしていたのですが、道路や駅周辺に多くのごみ、特にタバコの吸い殻が捨てられていることが非常に気になっていました。そこで、同じ散歩をするのなら、との思いで清掃活動を始めました。

清掃していて気がつくことは、ポイ捨てのタバコの9割以上が消した形跡がなく、火がついたまま捨てられているという事です。周りには草が生えているところなどもあり、タバコの火が他に燃え移る危険が十分あります。非常に怖いことです。

また、悪質なものでは、自動車やバイクの中身がそのまま捨てられていることや、掃除をしている目の前でポイ捨てをする人などもあります。

これらのすべてがモラルの問題だと思えます。最近ではいろんなところで喫煙マナーの向上についての話を聞きますが、結局は個人一人ひとりが気をつけないとなくなりません。

誰でも自分の住む町はきれいで安全であってほしいはず。ポイ捨てを許さない環境、そんな輪がこれからもっと広がってほしいと思います。

喫煙事情、私はこう思う

なかなか良くならない喫煙マナー、皆さんのようにお考えなのでしょうか。貴生川駅周辺で声をお聞きしました。

後ろめたいと思いながら

携帯灰皿を忘れてしまったので、後ろめたいと思いながらもついポイ捨てをしてしまった。ポイ捨てしたタバコを誰かが掃除しているということは考えていなかった。

(20代・女性)

掃除をする人がいるという事実

以前は駅前にも灰皿が置いてあった。でも、タバコ以外のごみも捨てる人がいて汚くなってしまふ。結局はすべて個人のマナーの問題であり、本人が気をつけるのが常識だと思う。掃除をする人の姿を想像しなくてはならない。

(50代・男性)

車の窓から火の粉が、危険

町中での歩きタバコやポイ捨ては減ってきているように思う。しかし、車の運転中、窓から車外へタバコの灰を落とす人が多い。火がついているタバコから火の粉が飛んできると、火事にでもならない

かとひやひやする。きちんと自分の車の中の灰皿で始末してほしい。

(50代・女性)

昔の感覚のままではダメ

率直に言って、喫煙マナーは悪い人が多い。吸ったまま駅の改札を通り抜けて行く人や、線路に吸い殻をポイ捨てる人を見かける。あまり喫煙にうるさくなかった昔の感覚のままタバコを吸っている年配の方も見かける。同じ喫煙者としてきちんとマナーを守ってほしい。

(30代・男性)

私たちのまちは私たちのもの

私たちの暮らすまちでは、多くの人がかかわり合って生活しています。そこには多くのルールが存在しています。1人の身勝手な行動は、他の人に影響を及ぼすことになります。

地域の清掃活動では、子どもたちがたくさん吸い殻を拾っています。子どもが大人の捨てたごみを拾っているという現実があります。

自分の家で灰皿がないからといって床の上に捨てる人はいないはず。道路や公園も同じように私たちのまちです。私たちのものです。

ルールを守って喫煙を

コンビニの駐車場に、車の灰皿の中身をすべて捨てていったような形跡を見かける。汚いと思うし、常識がないと思う。その後、店員が掃除しているのを悪いと思わないのだろうか。タバコを吸う人がいるのは仕方ないが、せめてルールを守って吸ってほしい。

(10代・男性)

もっと周りのことを考えて

タバコの煙が嫌いなので、タバコを吸う知り合いには注意をするが、言う事を聞いてくれなければこちらから離れるしか方法がない。喫煙者にはもっと周りのことを考えろといいたい。

(10代・男性)

市長



ぐるっとク

第14回

5月28日、14回目となる市長ぐるっとクで市内各地をお伺いしました。

今回も多くの方と出逢い、ふれあうことができました。

喫煙マナーの向上とともに

水口たばこ商業協同組合総代会

まず、サントピア水口で開催された水口たばこ商業協同組合総代会に出席しました。

たばこをめくっては、喫煙と健康問題や未成年者の喫煙問題、さらには喫煙マナー問題等さまざまな課題がある一方、たばこには、たばこ税が賦課されており、地方自治体にとって貴重な財源でもあります。

喫煙マナーの向上、環境美化の啓発や、「たばこは地元で買いましたよ」のPR等、組合員さんの役割は重要です。ますますのご活躍、ご協力をお願いしました。



▲総代会で組合員の皆さんに挨拶

楽しい遠足、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒

水口西保育園祖父母交流

次に、水口公園に来ていた水口西保育園の春の遠足に立ち寄りしました。この日はチャレンジデーのスペシャル遠足、おじいちゃん、おばあちゃんも一緒です。

おじいちゃん、おばあちゃんに交じって園児とふれあう中、偶然スポレク滋賀2008キャラクター「キャッピー」にも出会いました。キャッピーと一緒に遊ぶ園児の笑顔、大切な宝物です。そんな楽しい光景を、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に見守りました。



▲お弁当を広げての休憩時間



▲楽しい遠足、水口西保育園の園児



子どもたちに大人気のキャッピーと

万葉集、古今和歌集のルーツに触れる

宮町遺跡出土木簡特別展示



▲万葉の世界に思い馳せ木簡を観察

午後からはまず、宮町遺跡から出土した歌木簡が展示してある宮町多目的集会施設を訪れました。

この木簡は、万葉集に収録された歌が書かれた木簡が初めて確認されたものであり、古典文学史上歴史的発見と大きな反響をよびました。

長い年月が経っており保存には細心の注意を要します。そのため公開は期間限定となりましたが、この期間に東北や九州地方からも見学に訪れる方があり、改めてこの木簡の歴史的価値の大きさを認識しました。

見学している間にも多くの方が訪れ、少々歴史談義をしながら古典文学に思いを馳せたひとときでした。



▲見学に訪れた地元の方と木簡を前に万葉談義

案内していただいた園内の農作物はすべて手入れが行き届き、福島さんの農園への思いを感じる事ができました。今はちようどさくらんぼが実る時期、ちよつとしたさくらんぼ狩りも体験させていただきますました。

農園を作ることが夢だったという福島さん、夢の結晶は素敵な自然のテーマパークとなりました。おいしいさくらんぼと一緒に元気ももらいました。

こちらの農園は元々水田だった地を改良されたもので、約3,000平方メートルの広大な土地に、桃やぶどう、レモンなど数十種類に及び野菜や果物が植えられ、日本三大長鳴鶏の一つの東天紅や、烏骨鶏をはじめたくさんの種類の鶏が飼われています。

続いて訪れたのは、甲賀町隠岐の福島誠司さん、喜美子さんご夫妻の農園です。日焼けした健康的な表情がまぶしい福島さんご夫妻と、農園のマスコット、羊のメリーちゃんにお出迎えいただきました。

甲賀町・福島誠司さん、喜美子さん農園

私たちの夢、いっぱい動物、植物に囲まれて



▲大きく実ったさくらんぼ



▲メリーちゃんがお出迎え



▲たくさんの農作物にびっくり

今日は甲賀市が元気な日、ウォーキングで健康増進

岩上地区ウォーキング

最後に、チャレンジデーでウォーキングをされている岩上総合運動公園へお伺いしました。夜にもかかわらずたくさんの方がお集まりでした。一緒に体操、ウォーキングに参加しました。

体操もウォーキングもしっかり行くと相当の運動量になります。日頃の運動不足を感じつつも、元気な皆さんと楽しく歩きました。



▲一緒に背伸びの運動



▲岩上地域の皆さんとウォーキング

7月31日は「甲賀市青少年活動安全誓いの日」です

「甲賀市青少年活動安全誓いの日」の行事として、今年度は次のような取り組みを行います。

「安全誓いのつどい」(7月31日)

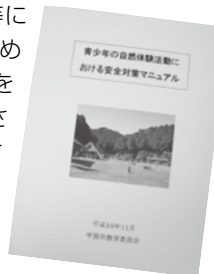
市民の皆さんとともに安全を第一に青少年活動を推進していくことを誓う場として開催します。

「自然体験活動安全研修会」(通年)

青少年の自然体験活動を実施する市内の団体指導者や市担当職員が、自然体験活動を安全かつ効果的に実施できるように研修会を実施します。

「野外活動の安全に関する書籍コーナー」(7~8月)

市内の図書館・中央公民館等に野外活動を安全に実施するための書籍や安全対策マニュアルを書籍コーナーに設け市民の皆さんや青少年団体指導者の皆さんが安全に自然体験活動ができるように情報の提供を行います。



「青少年活動施設の一斉点検」(7月1日~15日)



キャンプ場、公園など野外活動の場となる公共施設の一斉点検を行います。

このほか、市では、甲賀市青少年自然体験活動振興計画の策定や「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」の改訂等を行い、青少年活動の安全確保に努めていきます。

昨年7月31日に市教育委員会が主催しました野外活動事業で、市内の小中学生お二人の尊い命を奪う重大な事故を起こしました。お亡くなりになりましたお二人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

市では、このような痛ましい事故を二度と起こさないことを誓い、7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めました。

体験活動は、子どもたちにとって、多様な人々との関わりを通して感性を豊かにし、人間性を培う極めて重要な機会です。

そこで、この日を中心として、市民の皆さんと連携しながら、青少年活動における安全の大切さを認識する事業に取り組み、今後の青少年自然体験活動が安心して安全な活動の場となるよう務めてまいります。

「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」の開催

日時 7月31日(木) 18:30~
場所 あいこうか市民ホール
内容 ●安全誓いの日の趣旨説明
●特別講演



「今、なぜ自然体験活動か」

~これからの子どもの教育と安全~

講師:びわこ成蹊スポーツ大学

学長 いいだ 飯田 みのる 稔氏

講演内容

最近の子どもを取り巻く環境は急速に変化しつつあり、特に自然の中で子ども同士で遊ぶなどの、生きていくのに必要な体験をする機会が著しく減少しています。

自然体験活動を通して子どもを教育することの大切さと、その中での安全対策の重要性について、さまざまな事例から考える機会とします。

●再発防止に向けての決意表明

対象 どなたでもご参加いただけます。

*当日は、講演会の他に、野外活動を安全に実施するための啓発コーナーも設置します。

安全な野外活動のため

夏を迎え、野外での活動が数多く計画されていることと思います。野外には目に見えないものや、見えないものなど、多くの危険な要素があります。

危険を的確に予知し、十分な安全対策のもとに行動しましょう。

安全対策の手順

- ① 危険を予知する
十分な下見や調査をしましょう。
- ② 危険に対する対策(回避、排除、適応)を立てる
安全対策計画を作りましょう。
- ③ 対策を確実に実行する
対策は「実行」してこそ意味があります。
- ④ 対策、実行の結果について評価する
事業の実施中でも、評価し改善するタイミングはあります。
- ⑤ 評価を活かす
事業が完了すれば、全て終わりではなく、次回に活かす評価が必要です。

問い合わせ
生涯学習課 青少年対策室
(青少年自然活動支援センター)
☎86-8022 FAX86-8380

8月診療分から

小・中学生の 入院医療費が無料化に

市では、子育てにおける医療費の負担軽減に取り組んでいます。8月から従来の制度に加え、小・中学生の入院医療費の助成を始めます。

た医療費を、申請により後日お返しする制度)
*受給券の交付はありません。

■対象 小学生および中学生
*重度心身障害者児、母子家庭、父子家庭において福祉医療費助成制度に該当の方は除きます。

■申請方法 次の物をご持参のうえ、保険年金課または各支所で申請してください。
持参する物
①医療機関の領収書
②健康保険証
③印鑑
④口座番号が分かるもの
(郵便局は不可)
⑤高額療養費の支給決定通知書
(支給を受けた方のみ)
⑥付加給付金の支給決定通知書
(支給を受けた方のみ)

■助成の内容 医療機関等の窓口で支払った、保険給付の対象となる入院にかかる医療費のうち、高額療養費及び付加給付の支給額を除いた自己負担分

*日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となる入院は除きます。
*入院時の食事代等の保険適用外の費用は、助成対象外となります。

■助成方法 償還払い(一旦医療機関等の窓口で支払う)

問い合わせ
保険年金課
後期高齢者医療係
☎65-0689
FAX 63-4618

3人目以降のお子さんの 保育料一部免除 の手続き



■次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。
①平成20年度甲賀市保育所徴収金基準額表でB2階層・C11・C12階層の世帯の方
②18歳に達する日以降の3月31日までの間にあるお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方(保護者が異なる場合は除く)
③平成20年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所

問い合わせ
ことも未来課 管理係
☎868-179 FAX 86-8380

■手続き方法
がある世帯の方
保育料免除申請が必要です。
平成20年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。
■手続き期限 7月31日(木)まで

地域で楽しく 子育てを ～こんにちは赤ちゃん事業～

市では、おおむね生後3か月のお子さんがおられるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で楽しく子育てしていただけるように、7月から「こんにちは赤ちゃん事業」を開始します。

地元の民生委員児童委員(主任児童委員)が訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに、子育てに役立つ情報等をお届けします。育児に関する相談や、相談機関の紹介もしますので、お気軽にご相談ください。

訪問月	訪問対象児(誕生日)
平成20年 7月	平成20年 4月生
平成20年 8月	平成20年 5月生
平成20年 9月	平成20年 6月生
平成20年10月	平成20年 7月生
平成20年11月	平成20年 8月生
平成20年12月	平成20年 9月生
平成21年 1月	平成20年10月生
平成21年 2月	平成20年11月生
平成21年 3月	平成20年12月生

訪問は、事前に電話等で連絡し、ご都合のよい日にお伺いします。訪問日程は次のとおりですが、里帰り出産等で長期不在になる場合は、時期をずらして訪問します。

問い合わせ
社会福祉課
家庭児童相談室
☎65-0660
FAX 63-4085

7月は、 「社会を明るくする運動」強調月間です

おかえり

人は変わることができる。
そう信じていることから更生保護はスタートします。
あやまちをくり返すことのないように、
犯罪や非行からの立ち直りを
社会の一人ひとりが支えていく。
更生への希望は、あなたの「おかえり」から生まれます。

すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
第58回となる本運動では、「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」の統一標語の下、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため 地域住民の理解と参加を求め る」を重点目標に取り組みます。
犯罪や非行を防ぎ、あやまちから立ち直ろうとする人の更生を支えるため、地域の方々が「人は変わることができる」と信じ、それぞれの立場でできることから取り組んでいただきたいと思います。
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

甲賀市実施委員会の取り組み

- 法務大臣メッセージ伝達式(7月1日、社会福祉センターにて)
- 市内の駅、大型量販店店頭等での街頭啓発(7月1日) ①
- のぼり旗の設置及びポスター掲示 ②
- 有線放送、防災行政無線、甲賀ケーブルネットワーク、電光掲示板、広報車等による広報
- “社会を明るくする運動”作文募集(市内小・中学生対象)
- ミニ集会、一般公開ケース研究会の実施(市内各地で開催)
- 中学生からの標語募集と優秀作品の掲示

問い合わせ

第58回“社会を明るくする運動”甲賀市実施委員会
(社会福祉課) ☎65-0700 FAX63-4085



①



②

国民年金の20年度分の 保険料免除申請

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

申請の手続きは、保険年金課・各支所または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

承認期間は、原則7月から翌年の6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されるほか、万一の障害や死亡といった不慮の事故の際に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときも保険料を納めた場合と同じ扱いになります。

ただし、1/4納付は月額3,600円、1/2納付は月額7,210円、3/4納付は月額10,810円の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

●申請に必要なもの

年金手帳・認印・前年所得を証明する書類(所得の確認ができない方のみ)・失業したことを確認できる書類(退職した方のみ)

問い合わせ

保険年金課 国保年金係
☎65-0688 FAX63-4618
草津社会保険事務所
国民年金業務課
☎077-567-2220

障害児福祉手当・特別障害者手当制度

市では常時介護が必要な在宅の重度障害者に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の軽減および福祉の増進を図ることを目的に次に該当する方に手当を支給しています。

▶障害児福祉手当

- 対象/20歳未満の在宅の重度心身障害児で、身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の身体障害、または、障害の状態が右記と同じ程度以上の精神(知的)障害があると認められる人
- 支給額/14,380円(月額)

▶特別障害者手当

- 対象/20歳以上の在宅の重度心身障害者で、障害基礎年金の1級程度の障害が重複しているのと同程度の障害がある人
- 支給額/26,440円(月額)

※いずれも、診断書などによる認定が必要で、所得などによる支給制限があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ

社会福祉課 障害者支援担当
☎65-0702 FAX63-4085

福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

現在、有効期限が平成20年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格(それぞれ所得制限があります)

- **重度心身障害者(児)(65歳未満)**
 - * 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。
- **重度心身障害老人(後期高齢者医療制度の該当者)**
 - ・身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・知的障害の程度が重度の方
 - ・身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
 - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方
 - ・特別児童扶養手当1級支給対象児童(重度心身障害者(児)のみ)
- **母子・父子家庭(65歳未満)**
 - ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子
- **ひとり暮らし寡婦(65歳未満)**
- **ひとり暮らし高齢寡婦(65歳～69歳)**
 - ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方
- **老人(65歳～69歳)**
 - ①低所得老人
 - ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方
 - ②68・69歳老人
 - ・本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

2. 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格(それぞれ所得制限があります)

- **重度精神障害者(児)(65歳未満)**
 - * 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。
- **重度精神障害老人(後期高齢者医療制度の該当者)**
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療費(精神通院)を受けておられる方

手続き期間

7月22日(火)～31日(木)8:30～17:15(土・日を除く)

場 所

保険年金課または各支所

持参する物

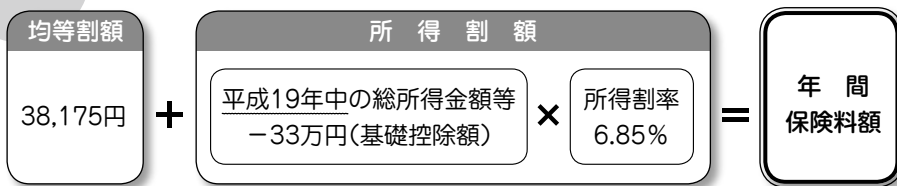
- ・健康保険証
- ・前住地の所得証明(平成20年1月2日以降に本市に転入された方)
- ・その他通知に明記されている物

* 該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので、更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

問い合わせ

保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0689 FAX63-4618

保険料の決め方



※年間保険料額の上限額は50万円です。

※所得割額の対象となる所得は被保険者本人の所得のみで、ご家族の方の所得は含めません。

※所得の低い世帯の方は「均等割額(38,175円)」が7割、5割、2割と減額されます。

問い合わせ
保険年金課
後期高齢者医療係
☎65-0689
FAX63-4618

普通徴収
特別徴収とならない方は、納付書や口座引き落としで納めていただくこととなります。

特別徴収
介護保険料が天引きされている年金から後期高齢者医療の保険料も天引きされます。

保険料の納め方



平成19年分の所得が確定したことにより、平成20年度の後期高齢者医療保険料額の本算定を行いました。保険料額は、所得にかかわらず被保険者お一人おひとりに均等に納めていただく「均等割額」と、その方の所得に応じた納めていただく「所得割額」の合計額になります。

長寿医療(後期高齢者医療) 制度の保険料が確定しました

平成20年度の介護保険料が確定しました

平成20年度の市県民税と平成19年分の所得が確定したことにより、平成20年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

●保険料の決め方

保険料の額は、本人の所得と甲賀市全体のサービスの利用状況や水準に応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 3,300円 (年額 39,600円)

負担能力に応じた負担という観点から基準額に一定の率を乗じた次の表のような「所得段階別保険料」の設定になります。また、平成18・19年度に引き続き平成20年度も激変緩和措置が講じられます。

激変緩和措置の率は平成19年度と同率となります。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	39,600円×0.30=11,880円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	39,600円×0.50=19,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	39,600円×0.70=27,720円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	39,600円×1.00=39,600円
	激変緩和措置 第4段階のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.83=32,868円
	第4段階のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.83=32,868円
第5段階	第4段階のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.91=36,036円
	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の場合	39,600円×1.25=49,500円
	激変緩和措置 第5段階のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.00=39,600円
	第5段階のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.00=39,600円
第6段階	第5段階のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.08=42,768円
	第5段階のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.16=45,936円
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の場合	39,600円×1.50=59,400円
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	39,600円×2.00=79,200円

●保険料の納め方

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。（口座振替もできます。）また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

●口座振替 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・郵便局・市民窓口センター・各支所に備え付けています。記入・押印のうえ金融機関・郵便局に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

●介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

問い合わせ
保健介護課
介護保険担当
☎65-0698
FAX63-4085

平成20年度 国民健康保険税を改正

① 税率を改正

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されていますが、年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率と限度額を改正しました。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まったことにより、「医療分」と後期高齢者医療制度の医療費を支援する「後期高齢者支援金分」に分割

しました。

② 国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を10月から開始

対象となる方については、第6期（納期限が9月末）までは従来どおり納付いただき、10月より年金からの特別徴収になります。7月に送付します国民健康保険税決定通知書の特別徴収の欄に記載していますのでご確認ください。

●改正後の税率

医療分	改正前	改正後
所得割	7.8/100	7.0/100
資産割	19/100	9/100
均等割	26,500円/人	26,000円/人
平等割	22,500円/世帯	21,100円/世帯
限度額	56万円	47万円

後期高齢者支援金分	改正前	改正後(新設)
所得割	—	2.2/100
資産割	—	1/100
均等割	—	7,500円/人
平等割	—	6,300円/世帯
限度額	—	12万円

介護分	改正前	改正後
所得割	1.83/100	1.86/100
資産割	2.8/100	1.1/100
均等割	9,300円/人	9,100円/人
平等割	6,800円/世帯	6,400円/世帯
限度額	9万円	9万円

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども2人 計4人加入

●夫の所得資産

営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)
固定資産税 10万円

●妻・子どもの所得資産はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

改正前 年税額 336,400円
改正後 年税額 **381,700円**
381,700-336,400=45,300円
月々 約3,775円の増額



改正前	医療分		介護分
	所得割	130,260 (167万×7.8%)	30,561 (167万×1.83%)
資産割	19,000 (10万×19%)	2,800 (10万×2.8%)	
均等割	106,000 (26,500×4名)	18,600 (9,300×2名)	
平等割	22,500	6,800	
	277,760	58,761 (100円未満切捨)	
	277,700	58,700	
年税額	336,400円		

改正後	医療分	支援金分	介護分
	所得割	116,900 (167万×7.0%)	36,740 (167万×2.2%)
資産割	9,000 (10万×9%)	1,000 (10万×1%)	1,100 (10万×1.1%)
均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)	18,200 (9,100×2名)
平等割	21,100	6,300	6,400
	251,000	74,040	56,762 (100円未満切捨)
	251,000	74,000	56,700
年税額	381,700円		

例 夫婦2人加入

●夫の所得資産

年金収入 260万円
19年度
(所得割算定基礎額 260万-120万-7万-33万=100万)
20年度
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)
固定資産税 10万円

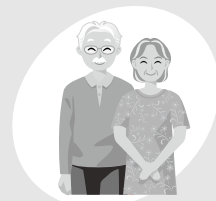
●妻の所得資産

年金収入 70万円
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)
固定資産税 なし
※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。
※夫の公的年金控除等見直しに伴う経過措置が平成20年度より廃止。
↑(19年度7万円、20年度なし)

改正前 年税額 172,500円
改正後 年税額 **202,800円**
202,800-172,500=30,300
月々 約2,525円の増額

改正前	医療分	
	所得割	78,000 (100万×7.8%)
資産割	19,000 (10万×19%)	
均等割	53,000 (26,500×2名)	
平等割	22,500	
	172,500 (100円未満切捨)	
	172,500	
年税額	172,500円	

改正後	医療分	支援金分
	所得割	74,900 (107万×7.0%)
資産割	9,000 (10万×9%)	1,000 (10万×1%)
均等割	52,000 (26,000×2名)	15,000 (7,500×2名)
平等割	21,100	6,300
	157,000	45,840 (100円未満切捨)
	157,000	45,800
年税額	202,800円	



問い合わせ

税務課 市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574



▲ふるさとの緑を満喫

6月11日、伴谷保育園でふるさと探検が行われました。この事業は、伴谷保育園の園児が、自分たちの住んでいるところをみんなで歩き、いろんな発見をしようとして行われているもので、1年間で伴谷学区全域を探検します。この日は、八田地区の探検の日です。地域の皆さんに活動が分かりやすいように「ふるさとたんけん」と書いた旗

を持って行きます。園児はお家をつくってもらったおにぎりを風呂敷に包み、背負って八田公民館へ。ゲートボールのおじいちゃん、おばあちゃんに元気な挨拶をして出発しました。坂道が多くあり、少々難コースでしたが、園児は元気に探検、ふるさとの自然や、お友達と住んでいるところを巡り、楽しい探検となりました。

ふるさと探検に出発 ～伴谷保育園～



甲南パーキングエリアに新しい癒しのスペース ～信楽学園生がベンチランプを作成～

新名神高速道路甲南パーキングエリアには、広い公園が設けられ、立ち寄ったドライバーの疲れを癒す場となっています。そこにある12個の筒型のベンチ、信楽焼製の大きなもので迫力があります。柔らかいデザインや色合いが周囲の緑になじんでいます。このベンチは、信楽学園の子どもたちが力を合わせ、約半年をかけて作り上げた

労作です。子どもたちの思いの思いのデザインでカットされ、それぞれが個性あふれる作品に仕上がっています。夜には中から柔らかな明かりが漏れ、あたりを幻想的な空間にしています。子どもたちの思いが詰まったあたたかいベンチ、これからドライバーの疲れを癒やしてくれることでしょう。

自分だけの手づくり草履

～甲南ふれあいの館なつかしの体験教室～



▲おばあちゃんからの手ほどき

草履は、日本の伝統的な履物のひとつです。今では和装の時の履物として、また、サンダルと名を変えて店頭で売られていますが、昔は当たり前のようにみんなが自家製の草履を履いていました。

6月7日、甲南ふれあいの館でそんななつかしい体験を味わう教室が行われました。

この日は、古き良き時代を味わおうとするお年寄りから、新しい履物感覚の若い世代の方まで多くの人が参加、編機や手足を駆使しながら、布草履やわら草履を作りました。

この草履作り、結構手強いようで少しでも気を抜くと編んでいるところが緩み、形がゆがんできます。最初のうちは、皆さん馴れない作業に悪戦苦闘でしたが、ベテランの方の手ほどきをうけながら全員が作り上げることができました。

最近、手作り草履は健康的な室内履きとして注目されています、自分で作った草履は一層気持ちよいことでしょうね。

であい こうか

DEAI 16 KOKA

地域で活躍されている元気な方を紹介するコーナーです。

西出良蔵さん(土山町南土山)



自然の風景の再現に 魅せられ40年

近年の園芸ブームと共に若い世代や海外でも粋な趣味として注目されつつある盆栽。植物を相手に様々な技巧を施し自然の姿を鉢に再現する芸術です。そんな芸術に魅せられて40年の西出さん。思いつきで植えた松が大きく育った時、何ともいえない大きな感動を受け、以来とりこになり、ついには盆栽士の資格まで取得されました。種から始まって一人前の盆

栽になるまでは約10年かかるそう、途中病気が発生したり、自分のイメージに育たないなど苦労もあるようですが、それが子どもを育てるように楽しいと西出さん。今までに育てた盆栽は300本にも上ります。盆栽は生き物が相手だけに作業の一つひとつに大きな意味があり、剪定一つをとってもいろんな考え方があり、深くなりがいがあるそうです。そんな西出さんが



▲あいの丘文化公園のうつくし松
西出さんは、同
成功だったそうで
す。今ではそのう
つくし松が、あいの
丘文化公園や青
土ダムエコーパ
レ
イで見られます。
絶えず変化し、完成がないのが魅力の一つである盆栽、西出さんの思いにも完成はありません。盆栽への思いはいつまでも続きます。

以前、せっかく資格を取ったのだから何かしたい、と考えたのが湖南市に自生する天然記念物「うつくし松」の栽培です。種から育てようとするこの栽培は非常に困難で、最初の3年間はすべて失敗に終わったそうです。研究を重ねた結果、研究所等の専門機関以外では始めての成功だったそうです。今ではそのうつくし松が、あいの丘文化公園や青土ダムエコーパレイで見られます。

教習コースで 交通ルールを学習

～柏木小学校交通安全教室～

6月12日、柏木小学校1年生が甲賀自動車教習所で交通安全について学びました。

この教室では、実際の自動車教習コースを使つての本格的な交通ルールを学習、安全な歩き方や、横断歩道の渡り方などを学びました。

児童は、初めはいろんなケースのいろんな交通ルールに少々戸惑いがちでしたが、教習所職員の方の丁寧な指導に納得、車は急に止まれないということをしっかり学んだようです。



▲かっこよく登場の白バイに目は釘付け



▲貴重な姿をカメラに

かれんにササユリ開く みなくち子ども森で

みなくち子ども森に自生するササユリが、6月中旬頃から咲き始めました。6月14日には、ササユリの保全育成に関心を持つことを目的に鑑賞会が行われました。鑑賞会には、市内外から多くの愛好家が集まり、広大な緑の中で咲くピンクのササユリの美しさに魅せられました。これからも、多くの方に見守られながら、かれんに咲き続けてほしいものです。



▲村雨城 虎口

甲賀市の文化財③②

甲賀郡中惣遺跡群

国指定史跡に

5月16日、国の文化審議会からの答申によって「甲賀郡中惣遺跡群」が国指定史跡となることが決まりました。市内の国指定史跡として3例目となります。

史跡として答申されたものは、甲南町新治にある寺前城、村雨城、新宮城、新宮支城、竹中城の5箇所、いずれも里山の丘陵を利用して作られた

小規模な城館で、単体ではなく「群」として指定されたものです。

「甲賀郡中惣」とは、戦国時代にこの地を治めていた土豪・地侍の自治組織のことです。この地域では権力のある領主が一円的に支配していたのではなく、それぞれの地域を治めていた小領主達が互いに連合し合って、合議制によって物事を決定するなど

共和的な運営が行われており、これが戦国時代の特異な地域支配のあり方として長年研究が積み重ねられてきました。一方城跡については、市内で200箇所を越え、狭い谷筋に方形土塁で囲んだ小規模な城がひしめき合った地域として知られていました。

中世の小領主の支配のあり方が城館遺跡の密集という形で地域に反映し、今日まで中世の姿が完全に残っていることが「貴重なこと」として評価されたものです。そしてその顕著なものが甲南町新治地域に集中してみられるのです。

寺前城では進入路を複雑に折り曲げて容易に入れない工夫が施され、深い2本の堀切を挟んで村雨城と続きます。その東側にある新宮城は通路

を克蘭ク状に折り曲げた枳形状虎口を備えているのが特徴で、すぐ隣の新宮支城は、構造は単純ですが10m近いそびえるほどの高い土塁を築き、日本有数の高さを誇っています。竹中城は平地に築かれた典型的な甲賀型の方形館です。

このような城館が、およそ1キロメートルの範囲に濃密に分布しており、しかもそれぞれ防備のための工夫が施されています。それは永禄11年(1568年)織田信長の近江進軍によって本城を棄てた守護六角氏が甲賀に逃避、そして伊賀に潜伏する途上、一時この近くの杉谷に滞在したことが要因とも考えられ、この時の軍事的緊張が城作りにも影響を与えたのでしょうか。発展した構造から16世紀後半頃に築城されたと思われる里山の豊かな自然の中でおよそ500年間も守られてきた貴重な城跡群、これからは町づくりにも生かせるように、考えていきたいものです。

問い合わせ
歴史文化財課 調査管理係
☎86-8026
FAX 86-8216

介護予防をはじめましょう!

◎介護予防のとりくみは早いうちに

介護予防って何ですか?

介護予防とは、『①介護が必要とならないように予防すること』『②介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにすること』です。

「歳をとったら心身の働きが衰えるのは仕方ない。」と考えていませんか?心身の機能を働かせることで老化のスピードを遅らせる事ができることが明らかになってきました。

生活機能の低下に要注意!

介護予防のとりくみは元気なうちからはじめることが大事ですが、生活機能(人が生きていくための心身の働きや家庭や社会での役割を持つ事)の低下がある方は介護予防のとりくみ方法などについてぜひご相談ください。

こんな変化におもひあたりませんか?

- ◆人の集まりの場へ参加することが少なくなってきた。または全く行かなくなった。
- ◆風邪をひいて寝込みやすくなった。また、回復したものの

これまでのように外出や運動をしていない。

- ◆好きだった趣味や家での役割をすることがおっくうになってきた。長続きしなくなってきた。
- ◆身だしなみに無頓着になってきた。
- ◆段差につまづいて転ぶ事が増えた。階段の上り下りが難しくなってきた。

65歳以上の方(介護認定されている方以外)に送付している「基本チェックリスト」で生活機能の低下について確認することができます。

※気になる方は早いうちに相談してください。

相談窓口(お住まいの地域の地域包括支援センター)

生活機能の低下に気付いたらお住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

問い合わせ・相談窓口

水口地域包括支援センター ☎65-1170 FAX62-5418
土山・甲賀地域包括支援センター ☎88-8136 FAX88-6557
甲南・信楽地域包括支援センター ☎86-8034 FAX86-5974

大切な自然

甲賀市の自然

パートII

甲賀市内の大切な自然が存在する地域について紹介します

●第9回●
甲賀市の貴重な湿原

市内の湿原



▲ハッチョウトンボ
■サギソウ

湿原と聞くと、ミズバショウで有名な「尾瀬」など、美しい花が咲く、風景の素晴らしい、特別な所を思い浮かべる方も多いでしょう。

しかし、市内にも、面積は小さいながら、学術的に、大変貴重な湿原が存在します。

市内の湿原は、ゆるやかな谷の地形に、栄養の少ない湧き水の影響で、背丈の低い草原ができた、湧水湿地が主なもので、信楽や鈴鹿の山すそに点在します。

湿原の代表的な植物としては、園芸品種もある「サギソウ」が、本来こうした場所に生える草です。また、滋賀県では市内の湿原にしかない、「サギスゲ」という植物もあります。昆虫では、日本一小さい、1円玉サイズの「ハッチョウトンボ」が特有なトンボです。

谷あいの小さな湿地は、昔は田んぼに開発され、近

年は、土砂の処分場になるなど、減っています。また、湿原の動植物は、限られた湿原の範囲内にすむため、絶滅が心配される種が多く、採集は厳禁です。人の手で栽培されるよりも、野生の状態で存在することに、本当の価値があります。

こうした貴重な湿原と動植物を保全する活動が市内でも始まっています。

7月の休園日

7日(月)、14日(月)、15日(火)
22日(火)、28日(月)

15日(火)は特別展準備のための臨時休園です

みなくち子どもの森自然館

☎ 63-6712 FAX 63-0466

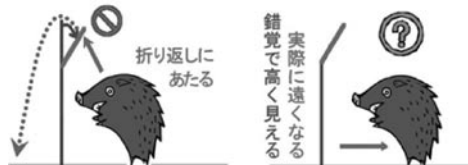
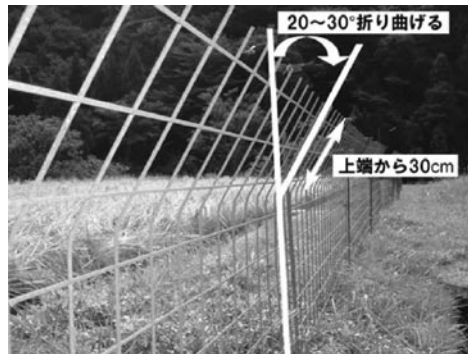
鳥獣害対策ニューズ

No.13

今回の鳥獣害対策ニューズは防除対策の一つとして、国の試験研究機関で開発されたイノシシ用の侵入防止柵について紹介します。

イノシシのジャンプは助走をつけずにその場から踏み切るという特徴があります。その特徴を利用したイノシシ用の効果的な侵入防止柵が「金網忍び返し柵」です。

この柵は高さ1メートルで、10センチ格子の溶接金網（ワイヤメッシュ）に忍び返し状の折り返しをつけてイノシシの跳躍侵入を防ぐもので、折り返しは上部30センチを外側へ30度程度折り返します。



▲「近畿中国四国農業研究センター」資料より

イノシシは約1メートルの高さをジャンプすることができ、折り返すことで、超えようとするとき頂点が覆いかぶさるので、柵に当たります。また、イノシシの視点からは錯覚で、折り返していないものよりも高く見えるので、踏み切り位置を後ろにずらすため、越えることができません。

○設置作業：
1〜2メートル間隔で支柱をうち、溶接金網を針金等で固定します。

○ポイント：
障害物が奥行きを持って複雑になっていくと、イノシシは飛び越えずに潜

り抜けようとするので、折り返しのないようにペグ等で補強してください。（イノシシは鼻の力が非常に強く成獣で80キログラムの重さを持ち上げられます。）また、トタン板をすでに使っている場合は、それをやめずに、その内側に溶接金網を張ることで、トタン板による目隠し効果を得られます。また、折り返しをできなくすることもできます。

問い合わせ

農業振興課 鳥獣害対策係
☎ 65-0734 FAX 63-4592

7月は企業内同和問題啓発強調月間です

人権標語 最優秀作品

「やめようよ、未来地球の温暖化 進めよう、みんなで心の温暖化」

山一化工株式会社 おおつか しょうぞう 大塚 昭三さん

市では、企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、企業を訪問し人権問題研修等が効果的に行われるよう啓発に努めています。

職場内で差別発言やセクハラ、パワハラ、採用面接時の不適切質問などの人権問題はありますか？一人ひとりの人権が大切にされていますか？

明るく働きやすい職場となるよう啓発強調月間には職場の見直しをお願いします。

問い合わせ 商工観光課 労政担当
☎65-0710 FAX63-4087

環境を守るポスター写真の募集

- 募集テーマ／環境意識の高揚につながるポスターや写真
- 応募資格／市内に在住、在勤、在学の方
- 募集部門／小学生の部、中学生の部、一般の部(写真は部門分けしません。)
- 応募規格／ポスター(四つ切38cm×54cm)／写真(A4サイズ以内)
- 応募点数／ポスター(1人1点)、写真(1人3点以内)
※作品の返却はしません。
- 応募締切／9月5日(金)(当日消印有効)
- 応募方法／応募用紙等に作品名、住所、氏名、電話番号、学校名、学年を記入し、郵送又は直接持参ください。
- 注意事項／個人が特定できる作品は事前に承諾を得てください。
- 作品発表／最優秀賞1点、優秀賞3点を選び、「甲賀市エコフェスタ」で発表します。
入賞作品は、市ホームページなどに掲載します。

問い合わせ 生活環境課 環境政策担当
申し込み ☎65-0692 FAX63-4582

障がいのある人やご家族のための 相談窓口のお知らせ

精神障がいのある人の相談は

地域生活支援センターしろやま
☎62-8181 ☎62-8232
地域生活支援センターこのゆびとまれ
☎75-8949 ☎75-8950

就労についての相談は

障害者雇用・生活支援センター甲賀
☎63-5830 ☎65-4642

知的障がいのある人の相談は

甲賀地域ネット相談サポートセンター
☎75-6920 ☎75-8902

身体障がいのある人の相談は

生活支援センターあかつき
☎65-4641 ☎65-4642
市が委託している相談支援事業所です

市の相談窓口

お近くの
保健センターで
ご相談ください

水口地域保健支援センター
☎62-5336 ☎62-5418
土山・甲賀地域保健支援センター
☎88-6556 ☎88-6557
甲南・信楽地域保健支援センター
☎86-5934 ☎86-5974

問い合わせ 社会福祉課 障害者支援担当
☎65-0702 FAX63-4085



高速バスで東京が 身近になりました

新名神高速道路の土山バスストップを経由する高速バスについては、【下り】京都、大阪、三宮方面、【上り】名古屋、津、四日市方面が運行されていますが、西日本ジェイアールバス(株)、ジェイアールバス関東(株)のダイヤ改正により、7月1日から、「京都駅～新宿駅～東京駅」を結ぶ昼特急2往復(上り2便、下り2便)が運行されることになりました。



	上り		下り	
京都駅	↓10:20	12:20	↑17:38	20:18
土山BS	↓11:40	13:40	↑16:18	18:58
新宿駅 4800円	↓17:42	19:42	↑10:20	13:00
東京駅 4800円	↓18:12	20:12	↑9:40	12:20

- 全席予約制
- 運賃や予約方法など詳しいお問い合わせは
西日本JRバスお客様センター
☎06-6466-9990 (9:00～17:45)
インターネットによるご案内
<http://www.nishinihonjrbus.co.jp>

問い合わせ 企画政策課 交通政策担当
☎65-0672 FAX63-4554



小学生のための国際理解講座 世界まなびじゅく2008 ～第2回スウェーデン～

日時／7月19日(土)10:00～12:00
場所／忍の里プララ
対象／小学生
参加費／

甲賀市国際交流協会会員 300円
非会員 500円
(まなびじゅくファイル2008のある方は100円引)

持ち物／筆記用具・色鉛筆、
まなびじゅくファイル

申込締切／7月11日(金)

問…甲賀市国際交流協会
☎63-8728
(月～金 10:00～17:00)

第1回エコライフ講座 野洲川自然教室

日時／7月21日(月・祝)9:00～12:00
※悪天候の場合27日(日)に延期
場所／野洲川鹿深大橋左岸
(土山町徳原)

内容／河川の生き物や河川での注意
点などの学習会

対象／市内小学生・幼稚園児・保育園
児とその保護者(先着200名)

問・申…生活環境課
☎65-0692 ☎63-4582

同時開催「親子さかなつかみ大会」

参加費／1人300円(当日徴収します)
申込締切／7月15日(火)までに電話で。

問・申…野洲川を愛する会
市井 ☎67-0103
久野 ☎88-4404

あいこうか市民ホール ロビーコンサート

第2夜：清水美紀&中村麻衣子
マリンバアンサンブル

日時／7月25日(金)
19:00開演(18:30開場)
場所／あいこうか市民ホールロビー
※入場無料(100席限定)

問…あいこうか市民ホール
☎62-2626 ☎62-2625

甲南ふれあいの館 ふれあい親子陶芸教室

内容／オリジナル陶器の作成
日時／7月19日(土)10:00～12:00
場所／甲南ふれあいの館
定員／25名(先着順)
受講料(材料費を含む)／
大人・中学生 500円
小学生以下 400円

問・申…甲南ふれあいの館
☎86-7551

甲南ふれあいの館 なつかしの体験教室 「かんぴょうむき」

内容／かんぴょうむきとかんぴょう干し
日時／7月24日(木)、26日(土)
10:00～12:00
※両日参加のこと

集合場所／甲南ふれあいの館
定員／各25名(先着順)
受講料／200円

問・申…甲南ふれあいの館
☎86-7551

たけのご児童館 天体観望会「携帯電話の カメラで月を撮ろう！」

日時／7月11日(金)19:30～21:00
場所／たけのご児童館
内容／上弦すぎの月の観測・撮影
(雨天の場合は、星座に関する
お話、実習)

※参加ご希望の方は当日直接お越し
ください。

問…たけのご児童館
(信楽西教育集会所)
☎82-2361 ☎82-3616

水口スポーツの森へ行こう

●7月の催し

甲賀市民スタジアム

日	曜日	大会名
5	土	近畿少年甲賀支部予選
6	日	近畿少年甲賀支部予選
12~14	土~月	第33回社会人東近畿クラブ大会
19~27	土~日	滋賀県民体育大会(中学生)
28	月	中体連夏季総体第4ブロック
29	火	滋賀県民体育大会(中学生)
30~31	水・木	全日本歯科学生野球大会

多目的グラウンド

日	曜日	大会名
6	日	甲賀6年生サッカー大会決勝
9	水	JA甲賀郡ゲートボール大会
21~22	月・火	県中体連夏季総体第4ブロック サッカー予選

※時間は変更される場合があるため掲載していません。

みなくち子どもの森 しぜん学習会 「夏休みに昆虫観察をしよう！」

日時／7月27日(日)10:00～12:00
集合場所／みなくち子どもの森
対象／子ども～大人
定員／先着30人
参加費／100円
※申込方法、持ち物等は下記まで。
問・申…みなくち子どもの森自然館
☎63-6712 ☎63-0466

みなくち子どもの森を歩こう 「初夏の昆虫さがし」

日時／7月6日(日) 14:00～
1時間程度
集合場所／みなくち子どもの森自然館前
内容／子どもの森園内の自然を職員
が案内
※事前申込不要、野外を歩ける服装で。
問・申…みなくち子どもの森自然館
☎63-6712 ☎63-0466

夜空旅人(天体観望会)

「夏の夜空に輝く七夕星」
日時／7月12日(土)19:30～21:00
場所／かふか生涯学習館
※天候により中止する場合があります。
問・申…かふか生涯学習館
☎88-4100 ☎88-5055

あいの土山 ロビーコンサートVol.1

マリンバで楽しく遊ぼう！
日時／7月27日(日)
14:00開演(13:30開場)
場所／あいの土山文化ホールロビー
入場料／500円(ドリンク&スイーツ付)
問…あいの土山文化ホール
☎66-1602 ☎66-1603

食中毒の発生しやすい季節になりました。手洗い、うがいをしっかりと、生食はひかえ加熱を十分にしましょう。



第58回滋賀県文学祭 作品募集

募集部門／小説、随筆・評論、童話、詩、作詞、短歌、俳句、川柳、冠句、情歌
応募資格／県内に在住、通勤または通学している方、または県内の文学団体に所属している方。(小・中学生除く)

応募締切／8月31日(日)(当日消印有効)
※「募集要項」、「参加申込書」は、滋賀県文化振興事業団、滋賀県県民文化課、市教育委員会、公民館等に置いています。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.shiga-bunshin.or.jp>

問…滋賀文学会

☎/☎0749-62-2507

(財)滋賀県文化振興事業団

☎077-522-6268

☎077-524-6300

滋賀県レイカディア大学 学生募集

内容／高齢者のための生涯学習講座
入学資格／60歳以上75歳未満の方

(昭和8年10月2日～昭和23年10月1日の間に出生の方)

受付場所／市内各支所、市民窓口センター及び保健介護課

申込締切／7月18日(金)まで

※入学願書一式は市内各支所、市民窓口センター、保健介護課にあります。

問…県レイカディア大学草津校

☎077-567-3901

☎077-567-3906

保健介護課

☎65-0696 ☎63-4085

外国籍生徒の夏休み学習 サポートボランティア募集

日時／7月25日

8月1・8・22・29日

(毎週金曜日13:00～17:00)

場所／自主活動センターきずな1Fロビー

問…甲賀市国際交流協会

☎/☎63-8728

(月～金 10:00～17:00)

放送大学10月入学生募集

募集学生／

●教養学部

科目履修生(6か月在学)、選科履修生(1年間在学)、全科履修生(4年以上在学)

●大学院

修士科目生(6か月在学)、修士選科生(1年間在学)

出願期間／6月15日(日)～8月31日(日)

資料請求無料

問…放送大学滋賀学習センター

(龍谷大学瀬田キャンパス内)

〒520-2123

大津市瀬田大江町横谷1-5

☎077-545-0362

☎077-545-2096

あなたの花火(記念花火) を打ち上げませんか

～水口夏まつり記念花火の寄付募集～

日時／7月26日(土)20:00～20:45

小雨決行(荒天順延)

場所／野洲川河川敷(水口橋上流)

価格／4号玉 10,000円

締切／7月8日(火)

申込方法／代金を添えて下記までお申し込みください。

※例：結婚記念 甲賀太郎・花子、鹿深ちゃん誕生祝

※いただいたコメントは、新聞折込チラシに掲載します。

問・申…水口夏まつり実行委員会

(商工観光課内)

☎65-0708 ☎63-4087



弁理士による知的財産権 (特許・実用新案・商標等)相談会

日時／7月9日(水)13:30～16:30

場所／湖南市商工会

問・申…水口町商工会

☎62-1676 ☎63-1052

日時／7月23日(水)13:30～16:30

場所／信楽窯業技術試験場

問・申…信楽窯業技術試験場

☎82-1155 ☎82-1156

※どちらも原則予約制

甲南B&G海洋センター プール営業休止のお知らせ

甲南B&G海洋センターのプールは、プール本体破損のため、昨年より営業を休止しています。本年も引き続き営業を休止します。

問…甲南B&G海洋センター

☎86-6971 ☎86-6984

滋賀県弁護士会弁護士による 法律相談

日時／7月17日(木)13:00～16:00

場所／甲賀市役所甲南庁舎

※7月3日(木)8:30から予約受付

日時／7月24日(木)13:00～16:00

場所／水口社会福祉センター

※7月10日(木)から予約受付

定員／6名(1人30分)

予約制、先着順

予約先／甲賀市社会福祉協議会

☎62-8085

問…甲賀市社会福祉協議会

☎62-8085 ☎63-2021

社会福祉課

☎65-0700 ☎63-4085

社会保険労務士による 労働(年金・解雇)相談

日時／7月9日(水)14:00～16:00

場所／水口社会福祉センター2階

受付／電話で予約受付

※予約なしでも可、但し予約優先

問…商工観光課

☎65-0710 ☎63-4087



市民ギャラリー 庭峰墨彩画教室作品展

水口・花みずき教室 日野・南比教室

期間／7月7日(月)～31日(木)

平日の8:30～17:15

但し、31日は15:00まで展示

場所／土山支所1階ロビー

内容／墨彩画作品 約30点展示

問…土山支所

☎66-1101 ☎66-1564



このコーナーでは市内の幼稚園、小中学校の児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



「楽しかったフローティング」
甲南中部小学校 5年
山田 友里絵さん



「光る野洲川」
希望ヶ丘小学校 5年
古賀 広さん



「お花の上の女神様」
甲南第三小学校 5年 中川はなさん

編集後記

東京霞ヶ関から、国家公務員の新規採用職員3名の方が甲賀市へ研修に訪れました。その中で広報取材体験学習があり、喫煙マナーについての取材を一緒に行いました。いきなりの取材というのは少々緊張するものですが、ましてや彼らにとっては見知らぬ土地、彼らの話すスマートな標準語がキャッチセールスに誤解されないかかなり心配しましたが見事な取材でした。
一生懸命な気持ちや皆さんに通じたのだと思います。この体験が彼らにとってどれだけの研修になったのか分かりませんが、私自身、会話は心でやるもの、ということを知ることができ、貴重な研修となりました。
それと、彼らのあの爽やかさ、確か私にもあったはずなのに、いつのまにかどこかへ行ってしまいました。急いで取り戻したいと思

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよきと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろどる山河と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に
あなたも仲間
生きいき文化
たえる安心
受けつぐ伝統
鹿深の夢を

広報あいこうか 2008年7月1日号[No.73] 2008.7.1発行

編集・発行 ● 甲賀市役所
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 ☎0748-65-0650 FAX 0748-63-4554

市民窓口センター 甲賀市水口町水口6053番地 ☎0748-62-1621 FAX 0748-63-4086

土山支所 甲賀市土山町北土山1715番地 ☎0748-66-1101 FAX 0748-66-1564

甲賀支所 甲賀市甲賀町相模173番地1 ☎0748-88-4101 FAX 0748-88-3104

甲南支所 甲賀市甲南町野田810番地 ☎0748-86-4161 FAX 0748-86-8029

信楽支所 甲賀市信楽町長野1203番地 ☎0748-82-1121 FAX 0748-82-3415

甲賀市の人口の推移

H20.5.31現在

- 総数 95,729 (+63) 人
- 男 47,439 (+36) 人
- 女 48,290 (+27) 人
- 世帯数 32,073 (+75) 世帯

※()内は前月比

「広報あいこうか」がホームページでもご覧いただけます!

甲賀市ホームページ ▶▶ <http://www.city.koka.shiga.jp/>

この広報誌は古紙ハルブを配合しています。